

広島県選挙管理委員会告示第二十八号

平成二十年広島県選挙管理委員会告示第五十五号（公職選挙法の規定による開票区の設置）の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月七日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

二の表中

第七七投票区、第七八投票区、第七九投票区、第八〇投票区、
第八一投票区、第八二投票区、第八三投票区、第八四投票区、
第八五投票区、第八六投票区、第八七投票区

を

第七七投票区、第七八投票区、第七九投票区、第八〇投票区、
第八一投票区、第八二投票区、第八三投票区、第八四投票区、
第八五投票区、第八六投票区

に

改める。